

平成 30 年 6 月 26 日現在

機関番号：34421

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K04005

研究課題名(和文) 児童養護施設に入所する外国につながる子どもの支援に関する研究

研究課題名(英文) Issue of children's care home to support children with diverse cultural backgrounds and their parents.

研究代表者

松島 京 (MATSUSHIMA, Kyo)

相愛大学・人間発達学部・准教授

研究者番号：20425028

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、児童養護施設に入所する外国につながる子どもとその保護者の現状と支援における課題を明らかにし、当該児童に対する社会的養護のあり方を検討することを目的とし、児童養護施設を対象とした視察調査を行った。その結果次のことが明らかになった。児童養護施設では、当該児童の状況に即し個別具体的に対応していることが明らかになった。当該児童は、日常生活においては他の子どもと同じく支援を要するひとりであるが、退所や自立の場面では、外国につながるがゆえの多様な課題が浮かび上がってきた。本研究では、すべての子どもの権利を保障するための、社会的養護の具体的な実践方法の検討と提示の必要性を提示した。

研究成果の概要(英文)：This study deals with children with diverse cultural backgrounds and their parents. In this study, we clarified the problem that children and their parents had in the case of children's care home. Then, we examined means to build the life supporting circumstances in the area around the children's care home. We conducted the investigation for children's care home. The findings of the investigation are as follows: In the children's care home, it became clear that it responded specifically to the situation of the child. That child is one who needs assistance in daily life as well as other children. However, when leaving the facility, various problems emerged. In this study, we presented the necessity of examining and presenting concrete practical ways of social care for guaranteeing the rights of all children.

研究分野：臨床社会学、児童家庭福祉

キーワード：外国につながる子ども 外国人児童 社会的養護 子どもの権利 子育て支援 児童養護施設 社会的養育

## 1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、入管法の改正に伴い、日本に住む外国人は増加している。そのような状況の中で2000年以降から、多文化共生社会構築に向けての政策や研究が展開されてきた。近年では、外国人が生活上抱える問題とそれに対する生活保障の必要性がクローズアップされ、「生活者としての外国人」に関する総合的な対応策が検討されている。そして、外国人の定住化とともに、保護者と来日したり日本で出生したりという外国につながるの子どもも増加している。子どもの不就学や中途退学が社会問題化するなかで、当該の子どもの教育・保育に関する調査・研究も蓄積され、現場の課題が浮き彫りになるにつれ、当該の子どもの不就学等の問題は、学校という制度だけの問題ではなく、子どもとその家族のおかれている環境や、家族的な背景があること、そして、それに対するの支援が必要だという課題も指摘されるようになってきた(松島京他『外国につながるの子どもの教育と保育をめぐる課題』2013)。しかし、母子保健の分野では1990年代より、保護者の就労や入国の状況ともなう、保護者の非正規滞在・ハイリスクな妊娠出産、そして貧困・虐待・無国籍という深刻な課題を抱える子どもたちの存在も指摘されていた(李節子『在日外国人の母子保健』1998)。研究代表者らは、これまで、貧困や虐待、外国につながるの子どもなどを「福祉的課題」として捉え、それら福祉的課題を抱える子どもに対する教育現場における対応の現状把握と具体的な支援体制についての模索を行ってきた。その結果、福祉的課題を抱える子どもたちを支援するには、教育現場における対応のみならず家族への支援や地域における支援が重要であることが明らかになった(松島京他『子どもの教育と福祉をめぐる今日的課題』2010)。このような問題関心のもと、保育所に通う当該の子どもの小学校就学に向けた保育所の支援体制を調査したところ、保育所でも保護者の生活実態に即した家庭支援の枠組み作りを求めていることが明らかとなり、さらに、子どもの発達を視野に入れた長期的支援の必要性も明確になった(松島京他『保育所における外国につながるの子どもと保護者の支援』2012)。

研究代表者らは、上記のような研究を進める中で、保育士・小学校教諭・児童養護施設職員の話から、無国籍やネグレクトという権利侵害ともいえる深刻な生活状況にある子どもたちがいることを再認識し、外国につながるの子どもの社会的養護についての研究の必要性も感じてきた。近年、社会福祉分野では、滞日外国人を対象とした「多文化ソーシャルワーク」という実践も展開されており(日本社会福祉士会『多文化ソーシャルワーク』2012)、児童福祉もその一分野として焦点化されてきてはいるが、児童養護施設

等児童福祉施設における当該の子どもの支援についての研究はまだ少ない。だが、日本で生活する当該の子どもは貧困状態に陥りやすく、その結果として深刻な社会的排除状態におかれやすいことも指摘されている(宮島喬『外国人の子どもにみる三重の剥奪状態』2013)。日本社会全体においても社会的養護の必要性は増しているが、その不十分さも国際社会からは指摘されている(Human Rights Watch『夢が持てない』2014)。児童養護施設に入所する外国につながるの子どもという、複層的な課題を抱える子どもの支援に必要な方策を検討することは、我々が、地域の子どもの福祉を向上する上で重要となる社会的養護を充実するにあたり必要とされる、根本的な視点を改めて問うことも可能にすると考えた。

なお、本研究では、子どもが、外国人であることや外国籍であることだけに限らない、多様な背景を抱えていることを示すために「外国につながるの子ども」という表現を用いる。

## 2. 研究の目的

(1) 児童養護施設に入所する外国につながるの子どもたちの現状と支援における課題の明確化

日本国内において、児童養護施設に入所する外国につながるの子どもについての調査研究はまだ少ない。本研究では、実際に当該の子どもや保護者の支援を行っている児童養護施設職員に対するインタビュー調査と全国の児童養護施設を対象としたアンケート調査を実施することにより、これまで十分に可視化されてこなかった日本における児童養護施設に入所する当該の子どもたちの現状と支援の課題を明らかにすることとした。児童養護施設に入所し、支援を必要とする外国につながるの子どもたちの背景は、個々の状況はもとより、施設の所在する地域、子どもとつながりのある国や文化、保護者の就労状況や生活状況によっても大きく異なる。そして、貧困や虐待・DV等の家庭での養育困難な状況に加え、保護者の非正規滞在や子どもの無国籍状態、ダブル・リミテッド等、さらに深刻な問題も含まれる。また、子どもの自立支援や家庭支援においても、日本の現行法規上では対応困難な状況もある(千葉県若人自立支援機構『児童養護施設の入所児童の国籍・在留資格問題解決の手引き(試案)』2014)。入所しない/できない状況の子どももいることも視野に入れ、このような複雑な背景や困難な課題も含めて、児童養護施設に入所する当該の子どもと保護者を支援する際の課題を、インタビュー調査とアンケート調査をもとに可視化させることとした。

(2) 外国につながるの児童と保護者を対象とした社会的養護のあり方の提示

上記(1)の結果をもとに、再度、児童養護施設職員へのフィードバック・インタビュー

一も行いながら、外国につながるのある子どもと保護者を対象とした社会的養護のあり方について検討をする。当該の子どもの支援にあたってきた児童養護施設職員との研究会を持ち、日本における現行の社会福祉制度やその他法規上の課題も明らかにするとともに、支援者の役割の明確化や今後必要となる手立てを提示することとした。

### 3. 研究の方法

#### (1) 先行研究の整理と蓄積

日本における児童相談所や児童養護施設を中心とした、外国につながるのある子どもと保護者を対象とした児童福祉分野における研究、社会的養護に関する研究の到達点の分析・整理を行った。

#### (2) 先進地域への視察調査

児童養護施設に入所する外国につながるのある子どもと保護者を支援している児童養護施設や、対応マニュアルを設置している自治体への視察調査を行った。千葉県では、いくつかの児童養護施設が協力し千葉県若人自立支援機構を設立し「児童養護施設の入所児童の国籍・在留資格問題解決の手引き（試案）」を作成している。この作成時の状況や意図について詳細を伺った。

#### (3) 児童養護施設への視察調査

近畿、関東、東海地区の児童養護施設に勤務する職員を対象とした視察調査を行った。なお、当初、全国の児童養護施設を対象とした質問紙調査の実施を計画していたが、上記(2)の内容を基に検討した結果、それぞれのケースは個別具体性や地域の独自性を抱えているものであり、質問紙調査ではケースの抱える課題を把握することは難しいと想定することにいった。そのため、質問紙調査を実施するのではなく、各地の状況や課題を個別具体的に把握することを目的とし、視察調査数を増やすこととした。

### 4. 研究成果

#### (1) 視察調査の方法と手続き

- ・調査期間：2015年2月、2016年8月、9月、2017年2月
- ・調査対象先：A地区児童養護施設4か所（関東地区）、B児童相談所（関東地区）、C乳児院（近畿地区）、D児童養護施設（近畿地区）、E児童養護施設（中部地区）
- ・調査方法：現地視察調査と担当者（児童相談所職員、乳児院職員、児童養護施設所長/職員）へのヒアリング
- ・倫理的配慮として、研究の趣旨及び目的、視察内容を研究成果として活用すること等を説明し、了解を得たうえで調査を実施した。

#### (2) 視察調査の結果

いずれの施設においても、その施設が所在する地域の実情や、当該の子どもと家庭の状況に応じ、個別具体的に対応しているという状況が明らかになった。

児童養護施設では、児童相談所と緊密に連携を取りながら対応する施設がある一方で、措置決定の過程で施設側に十分な情報や今後の「見通し」が示されていないケースがあることも明らかになった。施設措置時には在留資格が付与されていると考えられているが、中には、在留資格のないままとなっている例もあった。また、施設入所中に保護者が死亡し、当該の子どもと親族の関係調整や、退所後の生活について検討が必要なケースもあった。なお、多くの施設において、外国につながるのある子どもに限らず、養育不安を抱える保護者への対応が増えており、当該の子どもも、日常生活においては、特異なケースというよりは、支援を要するひとりとして捉えられていた。

ただし、主に退所・自立の場面において、教育・就職の機会や、保護者・親族との関係、言語の問題、社会の無理解など、外国につながるがあるゆえの多様な困難が浮かび上がることが多く、その対応が課題となっていた。

#### (3) 考察と今後の課題

(i) 当該の子どもや家庭における、貧困、暴力、非正規滞在、出生届未届等という問題は、特別な（マイノリティゆえの）問題のようにみえる。しかし、これらは、日本の家族制度が抱える社会構造的な問題としての現れだともいえる。日本の家族に内包される問題が、外国につながるのある子どもという、最も社会のひずみによる影響を受けやすい人たちのところで表出した結果である。社会から排除された子どもの問題が家族を場として起きていること、および、近年の社会的養護における家庭（的）養護の推進という動きをふまえるならば、社会的養護と家族とケアをめぐる社会的規範についての検討（藤間公大『代替養育の社会学 施設養護から<脱家族化>を問う』2017）は、今後重要になってくるだろう。

(ii) 日本における外国につながるのある子どもの支援は、日本で生活を続けることを前提としているものが多い。しかし、すべての子どもたちが、日本に居住し続けるとは限らない。当該の子どもと保護者を支援することは、日本社会に適応しうるスキルの修得を保障するのではなく、一人ひとりの子どもが将来どのような選択をしたとしても納得できる状態をつくることである。そのため、環境をつくるということである。

当該の子どもが日本の生活に慣れ、落ち着いた環境の中で生活を送ることは最優先事項である。そのため、言語生活の環境としては日本語が中心となりがちであるが、退所後の居住地が保護者の母国となる場合、また、そもそも日本語が不得手な保護者との連絡をとるにあたり、保護者や現地・周囲の人々との意思疎通は大きな課題となる場合がある。言語・文化はアイデンティティにも関係することを考えれば、国内に居住する/しないに関わらず言語・文化（母語/継承語と文

化)の学び、その機会保障に向けた具体的な支援を検討する必要がある。

このように、複雑な背景を持つ当該の子どもと保護者を対象とし、その支援の課題を明確にすることによって、「子どもの成長や発達<sup>1</sup>の連続性をふまえた長期的な視野に基づく支援」の重要性を基盤とする、すべての子どもの権利を保障するための、社会的養護の具体的な実践方法の検討と提示が可能になるとも考えている。

(iii)近年、児童福祉法改正(2016)や、「新しい社会的養育ビジョン」(2017)などにより、家庭養育(養護)優先の原則や、永続的解決(パーマネンシー保障)がこれまで以上に強調されている。しかし、そうした政策が、ある一定の、理想的な家庭像を前提として展開されるならば、外国につながる子どもなど、複層的な課題を抱える家庭への対応が不十分なものとなる恐れもある。

今後、家庭支援がより重視される中、当該ケース固有の状況に応じた支援のあり方に加え、社会的養護における家庭支援のあり方、専門性についての検討をより深めることも求められよう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

松島京、社会学からの政策研究へのアプローチ 児童福祉施設における外国人の子どもへの支援に関する調査研究から、医療福祉政策研究、査読有、2巻1号、2018(掲載決定)

松浦崇、「社会的養護」の概念はいかに用いられてきたか 保育士(保母)養成課程における教科目名の変遷との関連から、静岡英和学院大学・静岡英和学院短期大学部紀要、査読無、16巻、2018、67-78

吉田晃高、教育におけるユニバーサルデザイン 「人的環境のUD化」と国語科における指導、翰苑、査読無、8巻、2018、77-88

吉田晃高、外国につながる子どもの支援と課題 学校教育における施策を通して、翰苑、査読無、7巻、2017、87-97

松浦崇、社会的養護に関する制度改革の動向と背景、翰苑、査読無、5巻、2016、112-131

松島京、日本における外国人支援制度と子ども、翰苑、査読無、5巻、2016、98-111

吉田晃高、第二言語環境におけるアイデンティティと日本語学習支援、翰苑、査読無、4巻、2015、49-61

[学会発表](計8件)

松島京、松浦崇、吉田晃高、児童養護施設に入所する外国につながる子どもの支援(3)、日本保育学会第71回大会、

2018

松島京、社会学からの政策研究へのアプローチ 児童福祉施設における外国人児童の支援に関する調査研究から、日本医療福祉政策学会第1回大会シンポジウム「医療福祉政策研究への多様なアプローチ」、2017

松島京、日本で生活する外国につながるある子どもと社会的養護 児童養護施設に入所する外国につながるある子どもへの支援、日本子育て学会第9回大会、2017  
松島京、松浦崇、吉田晃高、児童養護施設に入所する外国につながるある子どもの支援(2)、日本保育学会第70回大会、2017

松島京、子どもの貧困 現状と課題、日本学術会議シンポジウム「子どもの貧困 成育環境に及ぼすその影響と対策について考える」、2017

松島京、松浦崇、吉田晃高、児童養護施設に入所する外国につながるある子どもの支援(1)、日本保育学会第69回大会、2016

松島京、社会的排除と子ども 外国につながるある子どもの支援から、日本学術会議北海道地区学術講演会「貧困と人の育ち」、2015

松浦崇、保育における「養護」概念の検討 新制度との関連から、日本保育学会第68回大会、2015

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

[その他]  
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

松島 京 (MATSUSHIMA, Kyo)  
相愛大学・人間発達学部・准教授  
研究者番号：20425028

(2)研究分担者

松浦 崇 (MATSUURA, Takashi)  
静岡英和学院大学・人間社会学部・准教授  
研究者番号：20512643

吉田 晃高 (YOSHIDA, Akitaka)  
姫路大学・教育学部・准教授  
研究者番号：70329423

(3)研究協力者